

## 細胞材料開発室「疾患特異的 iPS 細胞を活用した基礎研究に従事する実験系業務」に関する労働者派遣 (2022-筑-013) 仕様書

### 1. 件名及び派遣労働者人数

細胞材料開発室「疾患特異的 iPS 細胞を活用した基礎研究に従事する実験系業務」に関する労働者派遣  
1 人

### 2. 派遣労働者が従事する業務の内容及び責任の程度

国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター細胞材料開発室が行う細胞バンク業務に関し、以下の業務を行う。

#### (1) 業務内容

- ・細胞の培養及び凍結保存。大量培養を含む。
- ・細胞の特性解析。分子生物学的な解析を含む。
- ・細胞の分化誘導実験。分子生物学的な実験を含む。
- ・実験動物マウスを使用する実験。
- ・創薬のための基礎研究を目的とした実験。
- ・上記作業に伴う実験ノートの作成、データの整理、レポートの作成
- ・その他、指揮命令者の指示による業務
- ・必要が生じた際には、前任者からの引継ぎ、後任者への引継ぎ(マニュアルの作成を含む)を行うこと。
- ・その他関連事項の支援を行うこと。

#### (2) 責任の程度

- ・権限の範囲:一般職相当
- ・トラブル・緊急対応:指揮命令者等の指示に基づき対応
- ・成果への期待:一般職相当の成果を期待する
- ・所定外労働:月 5 時間程度(業務上やむを得ない場合)

### 3. 派遣元の要件

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)に定める労働者派遣元事業主であること。
- ・労働基準法第36条に基づく時間外・休日労働協定(いわゆる「36協定」)を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ・改正労働者派遣法に則った公正な待遇を確保すること。
- ・派遣労働者が理化学研究所の指揮命令に忠実に従い、職務の規律・秩序・施設管理上の諸規則を遵守するよう、派遣元は教育・指導等適切な措置を講じること。
- ・派遣労働者が業務の過程で知得した秘密を、派遣期間中及び派遣期間終了後に第三者に漏らし又は盗用することがないよう、派遣元は派遣労働者に対し守秘義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- ・労働・社会保険に加入している派遣労働者又は派遣開始後速やかに加入手続きが行われる派遣労働者を派遣すること(加入する必要性が無い等適正な理由がある場合は除く)。

### 4. 派遣労働者の要件

業務開始日時点で以下のすべての要件を満たすこと

- ・理化学研究所を離職後1年以内の者でないこと(60歳以上の定年退職者を除く)。
- ・「7. 労働者派遣期間」中に、派遣労働者個人単位の期間制限の日に達する者でないこと。
- ・5年程度の社会人経験を有すること。
- ・厚生労働省編職業分類「B 専門的・技術的職業」としての実務経験を5年以上有すること。

- 理系の修士号又は博士号を有すること。または、経歴等から判断して、それに匹敵する力量(知識及び技術等)を有していること。
- ヒトiPS細胞の無菌培養操作を実施した経験を3年以上有すること。
- ヒトiPS細胞の大量培養作業に従事した経験を3年以上有すること。
- ヒトiPS細胞の凍結保存作業に従事した経験を3年以上有すること。
- ヒトiPS細胞の特性解析(未分化性解析、分化能解析等)を実施した経験を3年以上有すること。
- ヒトiPS細胞の特性解析の一環として、免疫不全マウスへの移植実験(テラトーマ形成実験)に従事した経験を有すること、又は、実験動物マウスを使用する実験に従事することが可能なこと。
- ヒト疾患特異的iPS細胞を用いた基礎研究(疾患の発症機構解明、創薬研究への応用等)に従事した経験を3年以上有すること。
- 分子生物学的な実験(遺伝子や蛋白質等の分子を扱う実験)を実施した経験を3年以上有すること。
- ヒト細胞を取り扱うことの生物学的危険性(既知及び未知のウイルス等の感染性微生物の存在)に関して十分な知識を有し、バイオハザード(生物学的危険)を伴う業務に従事した経験を3年以上有すること。
- 業務では、Epstein-Barrウイルスにより形質転換した細胞を取り扱うこともあるため、同ウイルスに対する抗体を有すること。
- データ整理、グラフ作成、レポート作成等の実務経験を3年以上有すること。
- パソコンスキルとして、Windows、MS-Word、Excel、PowerPointを使用できること。
- 日本語による業務遂行に支障がないこと。
- 時間外・休日勤務に対応できること。
- 積極性、協調性、柔軟性があり、臨機応変に対応できること。
- 円滑なコミュニケーション力があり、指揮命令者等と業務上必要な連絡を円滑にとれること。
- 本業務を遂行する上で健康状態に問題の無いこと。
- 他のスタッフと協調して業務を実施できること。

#### 5. 派遣労働者の従事する部署、就業場所

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3丁目1番地1

国立研究開発法人 理化学研究所 バイオリソース研究センター 細胞材料開発室 ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅 職員等 18名、派遣スタッフ 16名

※理化学研究所では、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、時限的・特例的な対応として、在宅勤務を導入している。研究所の指示により在宅勤務とすることがあり得る。また、所属長の許可のもと、在宅勤務を選択することが可能。

※在宅勤務のために要する通信費、光熱費、その他の費用については、研究所が認めた場合を除き、当該派遣労働者の負担とする。

#### 6. 就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者の職・氏名

バイオリソース研究センター細胞材料開発室 室長 中村幸夫

実態的な指示、時間管理、タイムシートのサイン等は、指揮命令者の命により他の者が代行することがある。

#### 7. 労働者派遣期間

2022年4月1日 ～ 2023年3月31日

#### 8. 就業日、就業時間、休日等

•就業日 : 月曜日 ～ 金曜日 週5日

•就業時間 : 09:00 ～ 17:20 (実働 7.5時間)

- ・休憩時間 : 12:00 ~ 12:50 (50分)
- ・時間外勤務:業務上やむを得ない場合、上記就業時間以外の勤務が月5時間程度発生することがある。
- ・休日勤務 :業務上やむを得ない場合、上記就業日以外の勤務が年2回程度発生することがある。
- ・休日 :土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日より翌年1月3日まで)、その他研究所が特に指定する日。法定休日は日曜日とする。

#### 9. 時間外・休日勤務の割増率

休日を除く日に1日8時間を超えて勤務した場合、休日を除く日に1週40時間を超えて勤務した場合、休日に勤務した場合及び深夜に勤務した場合は、その勤務した時間の単価について以下の割増率を適用する。その際、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

- ・「休日を除く日における1日8時間を超える勤務(※)」と「休日を除く日における1週40時間を超える勤務((※)を除く)」と「法定休日を除く休日における勤務」の月合計が60時間以内の場合:割増率25%
- ・「休日を除く日における1日8時間を超える勤務(※)」と「休日を除く日における1週40時間を超える勤務((※)を除く)」と「法定休日を除く休日における勤務」の月合計が60時間を超えた場合の、その超えた時間:割増率50%
- ・法定休日における勤務:割増率35%
- ・午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務:割増率25%

#### 10. 出張

必要の際、指揮命令者より出張を命じることがある。

内容:年1~2回程度。事業広報活動のための国内学会へのお出張、または、ISO 9001 認証に基づく業務継続のために必要となる国内出張など。

#### 11. 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により勤務できない場合には、派遣元が代替人員を派遣すること。ただし、作業の継続性から、理化学研究所において代替人員の派遣が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

#### 12. 派遣労働者の交替

- ・理化学研究所からの交替要求

業務遂行上支障が認められる場合又は仕様の要件を満たさないと認められる場合は、理化学研究所は、その派遣労働者の交替を要求できるものとする。

- ・派遣元の都合等による交替

派遣元は原則として当該契約期間中同一の労働者を派遣するものとする。派遣元は、やむを得ず派遣労働者を交替させる場合には、事前に理化学研究所と協議することとする。

いずれの場合においても、派遣労働者の交替にあたっては、派遣元は、後任の派遣労働者に対する引継ぎを十分に行い、以後の業務に支障がないよう措置を講ずるものとし、この場合の経費負担は派遣元の負担とする。

#### 13. 派遣業務における責任者等

- ・派遣元は理化学研究所と密接な連携をもって、苦情その他派遣労働者の就業に関し生じる問題の適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
- ・理化学研究所及び派遣元は、派遣労働者の適切な管理を行うため、責任者を置く。

#### 14. 派遣受入期間制限抵触日

別紙のとおり

15. 監督員・検査員

- ・監督員: バイオリソース研究センター細胞材料開発室 専任研究員 寛山 隆
- ・検査員: バイオリソース研究センター細胞材料開発室 室長

16. その他

- ・教育訓練・能力開発: 派遣労働者が就業開始後以下の教育訓練を受講。
  - e-learning (全職員対象) (就業初日 (PC 設定後) 受講予定)
    - 理化学研究所の情報セキュリティ
    - なくそう! 職場のハラスメント
    - 公的研究費の適正な使用について
    - 障害を理由とする差別解消のため
  - 毒物・劇物の使用に関する講習会 (実施日時: 後日通知)
  - ヒト細胞の取り扱いに関する講習会 (実施日時: 後日通知)
  - 微生物の取り扱いに関する講習会 (実施日時: 後日通知)
- ・就業環境: 給食施設: 利用可能、休憩室: 利用可能、更衣室: 利用可能  
喫煙所以外では敷地内禁煙、事務用品・機器貸与、制服なし
- ・本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- ・この仕様書に記載のない事項については、労働者派遣法、労働基準法その他関連法規を踏まえ理化学研究所と派遣元が協議して決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研究所で策定している「新型コロナウイルス感染防止マニュアル」を遵守すること。

以上

2022年1月24日

派遣受入期間制限抵触日通知

弊所がこのたび派遣の受入れを予定している事業所における、派遣受入期間制限に抵触する日は、下記のとおりです。

事業所名称・住所	国立研究開発法人理化学研究所 筑波地区 〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-1-1
派遣受入期間制限抵触日	2024年4月1日 抵触日の延長については労働者代表への意見聴取済み
派遣受入期間制限起算日	2021年10月5日
事業所担当者 (部署 氏名)	筑波事業所研究支援部人事課 高橋 佳久

細胞材料開発室「疾患特異的 iPS 細胞を活用した基礎研究に従事する実験系業務」に関する労働者派遣  
(2022-筑-013)  
技術審査項目

本業務を遂行する能力を有していることを審査するため、以下の書類を提出すること

1. 労働者派遣事業許可証の写し (様式自由)
2. 労働基準法第36条に基づく労使協定 (いわゆる「36協定」) を締結し、労働基準監督署に届出済みであることを証する資料 (様式自由)
3. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定 (様式自由)
4. 派遣予定者のスキルシート (様式自由)
5. 仕様を満たすことを示す資料 (様式)